

## 森林環境譲与税の活用について

### 1 区の森林環境譲与税活用事業

中野区では、「中野区公共建築物等における木材利用推進方針」を定め、森林環境譲与税の活用については、なかの里・まち連携自治体などから木材を調達し、区有施設への木材活用のほかに、普及啓発事業及び森林の整備の促進に資する事業に活用することとした。

### 2 国による森林環境譲与税の見直し

令和2年度地方財政対策及び税制改正大綱において、災害防止・国土保全機能強化等の観点から森林整備の推進が喫緊の課題となっていること等を踏まえ、森林環境譲与税の譲与額が増額された。

#### ○森林環境譲与税の変更額

年度	変更前	変更後
令和元年度	約 12,900 千円	—
令和2年度	約 12,900 千円	約 27,000 千円
令和3年度	約 12,900 千円	約 27,000 千円

### 3 森林環境譲与税の譲与額、充当項目及び額

実施年度	譲与額	充当項目及び額
令和元年度	12,900 千円	森林整備委託・環境交流事業等 2,799 千円 環境基金積立 10,101 千円

### 4 今後の予定

令和2年4月以降 森林環境譲与税使途の公表

(森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第34条第3項)